

福井県報

号外第43号
平成25年
5月1日(水)
火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

告示

○丹南総合公園体育館建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二六一・土木管理課)……………1

告示

福井県告示第261号

丹南総合公園体育館建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の時期、方法等をおのとおりに公示する。

平成25年5月1日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名
丹南総合公園体育館建築工事

(2) 工事場所
福井県越前市余田町地保

(3) 工事概要
ア 主要建築物の構造および階数
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
平屋建て

イ 建築物の規模
延べ面積 2,134.92平方メ

ートル

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県丹南土木事務所管内、福井県福井土木事務所管内または福井県嶺南振興局敦賀土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式

工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者について、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年

数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること、または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2

(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくない者と認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。)であつて、この

工事に関する入札公告において定める基準を満たしているものをこの工事の

- 現場に専任で配置することができる。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。
- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。
- イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員が次に掲げる要件を満たしている者であること。
- ア この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
- 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（平成25・26年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。））
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
- ア 交付期間
- 平成25年5月1日（水）から同年5月17日（金）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部建築住宅課営繕室
- (3) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間
- 申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
- 申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
- 郵送等によりまたは持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送等により提出する場合には、書留郵便その他配達記録が残るものを利用して送付しなければならない。
- エ 提出部数
- 正本1部および副本1部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
- 特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。
- なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後入札までに、共同企業体の
- 構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくなると認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。
- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
- 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けがあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。
- 6 その他
- 特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
- 福井県土木部土木管理課建設業グループ
電話番号 0776-20-0470